《結核（ＢＣＧ）予防接種を受けるにあたっての説明書》

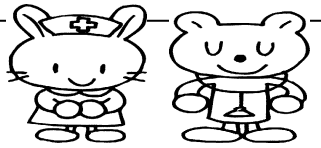

予防接種を受ける前に必ずお読みください。
この BCG 予防接種を受けるにあたっての説明書を読んで、接種について保護者の同意が必要です。
また、予診票は安全に予防接種を実施するために必要になりますので、正確にご記入してください。

＊おすすめの接種時期は、生後５か月の前日～生後８か月の前日までです。
（対象月齢は生後 5 か月の前日～生後 1 歳の誕生日の前日まで）

・予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。お子さまの体調の良い時に受けてください。
お薬を飲んでいるなどの治療中の場合は、かかりつけ医に接種が可能かどうかを事前にご確認ください。

＊次のような場合は、BCG 予防接種は行なうことができません

①明らかな発熱がある場合（体温が 37.5℃以上）
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。急性の病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種は見合わせてください。
③BCG ワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことのあることが明らかな場合
④結核その他の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる場合
⑤医師が不適当な状態と判断した場合
⑥結核の既往のある場合
⑦免疫機能に異常がある疾患にかかっている場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
⑧注射生ワクチンを受けた日から 27 日以上経過していない場合
（注射生ワクチン・・・例：おたふくかぜ等）
⑨副腎皮質ホルモン（ステロイド剤）を飲んだり、24 時間以内に接種部位に塗っている場合。

＊当日の持ち物は、母子健康手帳・予診票（自宅で記入）は必ずお持ち下さい。
＊接種後は、接種したところは、もんだりせず清潔にし、接種当日の入浴はさしつかえありません。
＊BCG は注射生ワクチンです。接種後はウイルスの干渉を防止するために、他の種類の注射生ワクチンを接種する場合は、27 日以上の間隔をあけてから、接種してください。

《ＢＣＧ予防接種の説明》

結核とは

結核菌の空気感染によって発病します。いまでも年間約 10,000 人の新しい患者が発生し、1,500 人以上が命を落としている日本の主要な感染症の１つです。
大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力（免疫）は、お母さんからお腹の中でもらうことができないので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。
乳幼児は結核に対する抵抗力（免疫）が弱いので、全身性の結核にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。
BCG は、髄膜炎や粟粒結核などの重症になりやすい乳幼児の結核を防ぐ効果が確認されているので、生後１歳までに受けることになっています。
また、標準的接種期間は生後 5 か月～8 か月となっています。

ＢＣＧワクチン（生ワクチン）

牛型結核菌を弱毒化してつくったワクチンです。

接種方法は、「管針」とよばれる専用の接種器具を用いるスタンプ方式で、上腕の２ヵ所に強く押し付けて接種します。それ以外の場所に接種するとケロイドなどの副反応が出る可能性が高くなるので、避けなければなりません。接種したところは、日陰で１０分程度乾燥させ、乾燥した後に服を着せてください。

ＢＣＧ接種後の反応

接種後 10 日頃に接種局所に赤いポツポツができ、一部に小さいうみができる（化膿する）ことがあります。この反応は、接種後４週間ごろに最も強くなりますが、その後は、かさぶたができて接種後３ヶ月までには治り、小さな傷あとが残るだけになります。これは異常な反応ではなく、ＢＣＧ接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。自然に治るので、包帯をしたり、バンソウコウをはったりしないで、そのまま清潔を保ってください。

副反応　（このような場合は、医師に相談して下さい）

①接種後３か月を過ぎても接種のあとがジクジクしているようなとき。

②接種をした側のわきの下のリンパ節がただれたり、大きく腫れたり、化膿して自然に破れ膿がでたりしたとき。

③コッホ現象がおこったとき。

＊コッホ現象…お子さんが接種前に家族など身近な人からうつるなどして結核菌に感染している場合は、接種後 10 日（多くの場合は 3 日以内）以内に接種局所の発赤・腫脹（はれ）及び接種局所の化膿が現れ、通常 2 週間から 4 週間後に発赤や腫脹がおさまり、瘢痕化し（あとが残り）治癒する一連の反応が起こることがあります。これをコッホ現象といいます。

接種直後から接種部位に強い反応がでた場合は、保健センターに相談してください。

重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどい腫れなどがあり、その症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、副反応の報告がなされます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれに脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、※「予防接種法に基づく健康被害救済」の給付の対象となります。

※予防接種健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

お問い合わせ先　泉南市保健推進課（泉南市立保健センター）
電話：072-482-7615　FAX：072-485-1621
e-mail:hokencenter@city.sennan.lg.jp